



三労発基1212第8号

令和4年12月12日

独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長

(公印省略)

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の4第1項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計1,052物質）
 2. 法第57条の4第1項の既存の化学物質として政令に定める化学物質のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計244物質）
- については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところ です。

今般、「労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和3年厚生労働省告示第413号、令和4年厚生労働省告示第84号、第214号及び第299号）により、807物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙1に掲げる計33の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙1に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。